

～やえがさたより～

令和5年4月号

◆新年度のご挨拶

昨年度から引き続き、東部農業事務所家畜保健衛生課長を務める小淵です。

日頃から家畜保健衛生並びに畜産振興に係る事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

この度の定期人事異動では転出者2名、退職者2名、転入者4名の異動がありました。新体制のもと業務を遂行して参りますので、よろしくお願いいたします。

昨年度、東部家保管内では豚熱が4件発生し、県内では初めてとなる鳥インフルエンザが3件発生しました。現在も農場へのウイルス侵入リスクは非常に高い状況のため、飼養衛生管理の徹底をお願いしているところです。

特に野生のカラスなどの鳥類は、飼料の盗食だけでなく、糞で飼槽、ウォーターカップを汚染し、畜舎に病原体をまき散らします。野生鳥類が畜舎内に侵入しないように、防鳥ネットで防ぎます。すでに養鶏場、養豚場は対策を実施されていますが、新たに実施した牛農場がありますので、参考にご紹介します。

写真は太田市の黒毛和種牛の繁殖農場です。カラス、ムクドリによる糞害、盗食が後を絶たなかったため、防鳥ネットを設置しました。作業は業者2名で行い、期間は約10日間で完成しました。ネット設置後、隙間からカラスが入ってしまったので、さらに補充をしました。現在、カラスなどの侵入は見られません。健康な和子牛生産に役立っています。今後の取り組みの参考にしてください。



金網と併用

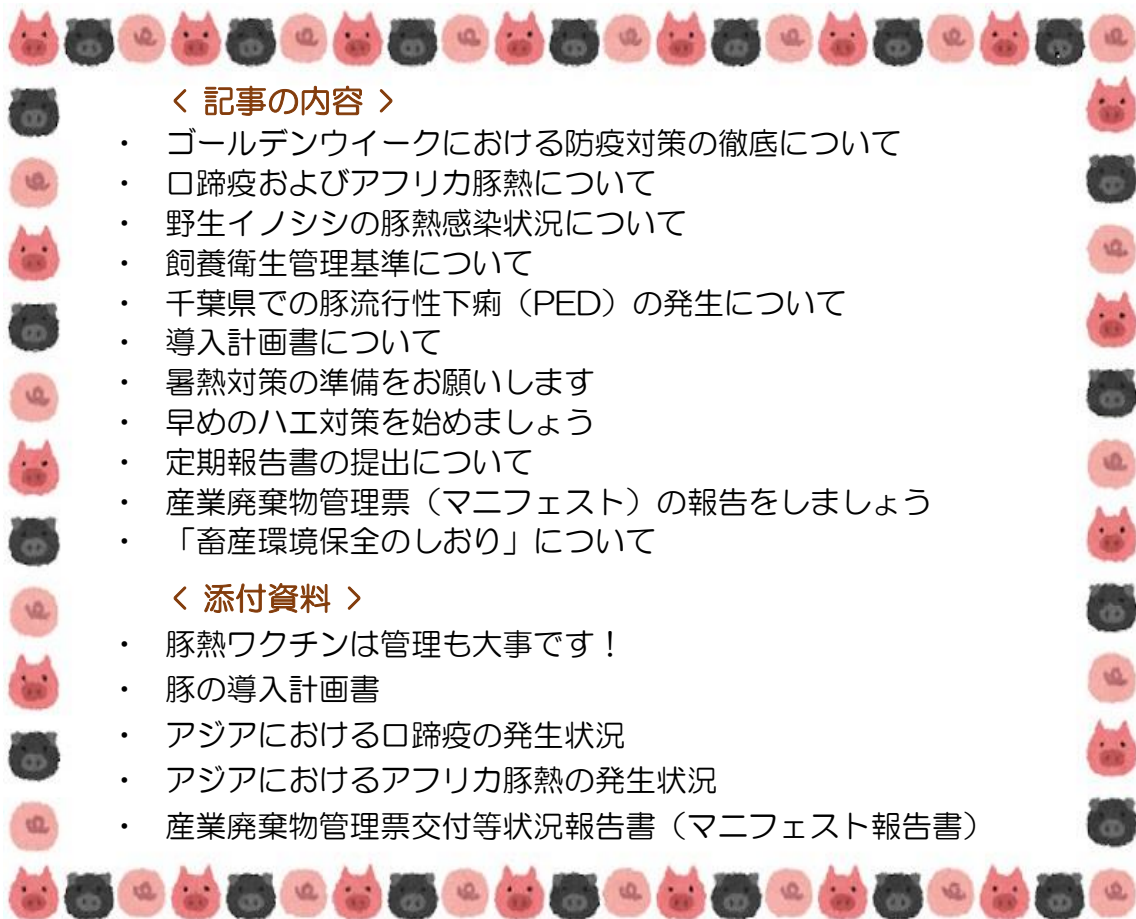


入口

◆職員的人事異動について

人事異動により、職員の転出・転入がありました。今年度は以下の職員体制になります。今後ともよろしくお願ひいたします。

		令和5年度職員（前職場）	
課長			
次長			
環境衛生係	係長		
防疫係	係長		



< 記事の内容 >

- ・ ゴールデンウィークにおける防疫対策の徹底について
- ・ 口蹄疫およびアフリカ豚熱について
- ・ 野生イノシシの豚熱感染状況について
- ・ 飼養衛生管理基準について
- ・ 千葉県での豚流行性下痢（PED）の発生について
- ・ 導入計画書について
- ・ 暑熱対策の準備をお願いします
- ・ 早めのハエ対策を始めましょう
- ・ 定期報告書の提出について
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をしましょう
- ・ 「畜産環境保全のしおり」について

< 添付資料 >

- ・ 豚熱ワクチンは管理も大事です！
- ・ 豚の導入計画書
- ・ アジアにおける口蹄疫の発生状況
- ・ アジアにおけるアフリカ豚熱の発生状況
- ・ 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（マニフェスト報告書）

◆ゴールデンウィークにおける防疫対策の徹底について

ゴールデンウィークとなりました。新型コロナウイルス感染症に関する入国規制が緩和されてから、日本への入国者は増加し、入国者が携帯品として違法に持ち込もうとした豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが検出されています。日本への侵入リスクは依然として高い状況にあり、水際対策と併せて、農場における飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

渡航には重大なリスクが伴いますので、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域や非清浄地域への不要不急の渡航はお控え下さい。

外国人技能実習生等の外国人従業員を受け入れている畜産関係者等においては、日本への持込みが禁止されている肉製品等が母国を含む海外からの携帯品、国際郵便物等によって持ち込まれることのないよう、当該従業員等への周知を徹底してください。また、従業員が受け取る国際郵便物等の中に動物検疫を受けていない肉製品等を確認した場合は、直ちに動物検疫所に連絡をお願いします。

◆口蹄疫及びアフリカ豚熱について

口蹄疫は、タイやインドネシアなどの東南アジアや中国、モンゴルなどで発生が続いています（別添『アジアにおける口蹄疫の発生状況』参照）。

アフリカ豚熱は、アフリカでは常在的に、ロシア及びその周辺諸国で発生しており、今年2月にシンガポールで初めて確認されています（別添『アジアにおけるアフリカ豚熱の発生状況』参照）。韓国は今年、江原道、京畿道中心に8例確認されています。日本では、発生事例はありませんが、アジアからの旅客携行品の豚肉等から、109例の遺伝子陽性事例が摘発されています。

最新情報は、農林水産省のウェブサイトにありますので定期的に確認して下さい（飼養衛生管理基準 I-2-②に該当）。

○口蹄疫に関する情報

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmd/index.html

○アフリカ豚熱に関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>



← 口蹄疫



← アフリカ豚熱

◆野生イノシシの豚熱感染状況について（令和5年3月31日現在）

東部管内で昨年度実施した野生いのししの豚熱検査結果は次のとおりです。

市町村名	検査頭数	陽性頭数	最終確認月
桐生市	97	16	令和5年3月
太田市	37	5	令和5年3月
みどり市	20	2	令和5年2月
合計	154	23	

令和5年2～3月に、桐生市、太田市、みどり市のいずれでも陽性が確認されています。**直近4例はすべて東部管内です。**農場の近隣までウイルスが存在していることを前提に対策を実施して下さい。

防護柵周囲に野生いのししが近づかないよう柵外側・衛生管理区域内の除草、また柵の消毒等、柵にウイルスが付着している可能性を考慮した対策をお願いします。

◆◆飼養衛生管理基準について◆◆

飼養豚を CSF などのウイルスから守るには飼養衛生管理基準の遵守が重要です。定められている 40 項目の基準は農場外、豚舎外から豚舎内にウイルスが持ち込まれないようにという視点で定められています。

改正から 2 年近くが経ち、各農場での取り組みも進んでいるところです。豚舎など、もともとの構造を変えるのは難しいため、限られたスペースの中で工夫して取り組んでいる農場もあります。ご自身の豚を守るため、豚舎内にウイルスを入れない取り組みをお願いします。



「既存の建物内を利用して、更衣するスペースや着替えの棚を整理した例」



「豚舎入口すぐの部分にビニールシートを設置して着替えのスペースを区切り、豚舎内専用衣服・長靴を設置した例」



「畜舎前の長靴洗浄用水槽と踏み込み消毒槽」



「外来者の着替えと一緒に準備してある農場用フロアマット」

◆千葉県での豚流行性下痢（PED）の発生について

令和4年度シーズン（R4.9.1～）千葉県でPEDが発生しています。昨年度シーズンは全国で3道県4農場の発生でしたが、今シーズンは千葉県のみではあるものの11月から4月現在で24例の発生が確認されています。

哺乳豚だけでなく、肥育農場の肥育豚でも下痢が見られ、5000頭以上が発症しています。豚熱対策と共通しますが、入場時・畜舎に入る際の更衣・履き替え・消毒を徹底し、ウイルスから豚を守りましょう。



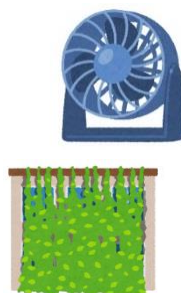
◆導入計画書について

県外から豚を導入する時はオーエスキー病防疫対策要領に基づき導入計画書の提出が必要です。導入豚ではCSFのワクチン接種歴も確認する必要があることから、併せて記入・提出をお願いします。

◆暑熱対策の準備をお願いします

今年は4月にすでに夏日を観測しています。畜舎に設置した防鳥ネットの埃を払い通気性を良くしてください。冬場はカーテンを閉めているため、破損個所に気づかない場合もありますので、確認して補修をお願いします。以下の主な暑熱対策も再度確認して下さい。

- (1) 畜舎内や屋根への散水。屋根へ石灰乳を塗布する。
- (2) 換気扇や送風ダクトによる送風を行う。
- (3) 密飼いにしない。
- (4) 消化のよい良質飼料を給与し、涼しい夜間に食べさせる工夫をする。
重曹やミネラル、ビタミンを適切に給与する。
- (5) 新鮮な水を十分に飲水できるようにする。
- (6) 家畜に異常がないかよく観察する。



◆早めのハエ対策を始めましょう！

家畜のストレスとなって生産性を低下させ、病原体を運び衛生環境を悪化します。また、近隣住民に不快感を与え、苦情の原因になることもあります。

1. ハエ対策は早めが有効です！

ハエの発生は6～7月がピークです。越冬した卵や幼虫などは早めに排除しておきましょう。

2. 発生源をなくすことが有効です！！

ハエの発生源となる「水気とウジの食べ物があるところ」＝「家畜のふん尿や飼槽の食べ残しなど」は、できるだけこまめに清掃しましょう。

3. 基本のウジ対策は徹底的にやりましょう！！！！

発酵の熱でウジは死んでしまうので、除ふん後は素早く堆肥化しましょう。

掃除が難しい場所には、ウジに効く殺虫剤や消石灰散布が効果的です。

4. 成虫対策は効果的ではありません。

殺虫剤による成虫駆除は、薬剤に対する抵抗を作りやすいなど、あまり効果的とはいえません。また、薬剤が効きにくくなったと感じたら、異なる系統のものを使用してみてください。

◆定期報告書等の提出について



令和5年の定期報告書について、ご提出頂きありがとうございました。
まだ提出していない方は、早急に提出をお願いします。

- ※ すでに提出済みでも、畜舎等の増改築や増頭等を行った場合は、再度提出が必要です。
- ※ 未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、農場で伝染病が発生したときに国から支給される手当金が、減額または不支給となるおそれがあります。

◆産業廃棄物管理票（マニフェスト）の報告をしましょう！

死亡した牛の処理を業者に依頼した時に渡した産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により毎年6月末までに東部環境事務所あて提出してください。
令和5年6月30日までに提出するのは、令和4年度分の実績です。

【提出先】 東部環境事務所 廃棄物係
〒373-0033 太田市西本町 60-27
電話：0276-31-2517 FAX：0276-31-7410

- ※ 提出先は家畜保健衛生所ではありません。ご注意ください。
別紙の記入例を参考に作成してください。提出方法は郵送または持参です。

◆令和4年度「畜産環境保全のしおり」について

畜産環境保全に関する知識の啓発を図るため、令和4年度版畜産環境保全のしおりが作成されました。下記のとおり群馬県ホームページへ掲載されていますので、ご活用ください。



掲載箇所 群馬県ホームページ（畜産課畜産環境係）
<https://www.pref.gunma.jp/page/9529.html>

- ※ 下記 QR コードからもご参照いただけます。



《疾病等の発生に伴う休日等の対応について》

休日等であっても家畜の異常が認められた場合は、家畜保健衛生課あて連絡をお願いします。

東部農業事務所家畜保健衛生課（東部家畜保健衛生所）
〒373-0805 群馬県太田市八重笠町361-3
電話：0276-45-2041、FAX：0276-45-9994

- ※ 「やえがさだより」は、群馬県ホームページにも掲載しています。ご活用ください。
- ※ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、家畜保健衛生課までご連絡ください。